

令和 7 年 6 月定例月議会提出条例のあらまし

- 議案第 4 5 号 大東市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
 - ・(1) 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定します。
 - (2) この条例は、公布の日から施行します。

- 議案第 4 6 号 大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 - ・(1) 保育内容支援の提供に係る連携施設の確保が著しく困難と認める場合に、保育内容支援連携協力者を確保することにより、保育内容支援に係る連携施設を確保しないことができることとします。
 - (2) 代替保育連携協力者を確保することにより、代替保育に係る連携施設を確保しないことができるところ、さらに、市長が代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該協力者の確保が著しく困難であるときは、代替保育に係る連携施設を確保しないことができることとします。
 - (3) 連携施設の確保が著しく困難であって、必要かつ適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、連携施設の確保をしないことができるとする経過措置の期間を 5 年間延長し、令和 1 2 年 3 月末までの間とします。
 - (4) この条例は、公布の日から施行します。

- 議案第 4 7 号 大東市水道布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例
 - ・(1) 建設業法施行令（昭和 3 1 年政令第 2 7 3 号）の一部が改正されたことに伴い、条文中の文言を整理します。
 - (2) この条例は、公布の日から施行します。

● 議案第 4 9 号 大東市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

- ・(1) 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 7 9 号）の一部が改正されることを踏まえ、選挙長等の報酬の額を引き上げます。
- (2) この条例は、公布の日から施行します。